業務方法書について

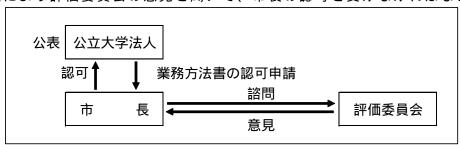
1 地方独立行政法人法での業務方法書に関する記載事項

(業務方法書)

- 第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法 書を公表しなければならない。

2 業務方法書作成に関する手続のイメージ

業務方法書は、法人の具体的な業務方法の要領を記載したもので、法第22条の規程により評価委員会の意見を聞いて、市長の認可を受けなければならない。



3 業務方法書の記載事項

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則 條) (業務方法書の記載事項)

- 第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、 次のとおりとする。
- (1) 業務委託の基準
- (2) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

4 業務方法書の記載概要

SIA AMA CAN TAN TAN TAN TAN TAN TAN TAN TAN TAN T		
条	項目	記載概要
1	目的	法人の業務の方法について基本的事項を定め、その業
		務の適正な運営に資する。
2	業務運営の基本方針	中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に
		努めるものとする。
3	業務の委託	業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるとき
		は、業務の一部の委託が可能。
4	委託契約	業務委託時は、受託者と委託契約を締結する。
5	競争入札その他契約	契約締結時は、一般競争入札、指名競争入札、随意契
	に関する基本的事項	約の方法による。
6	委任	業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必
		要な事項は別に定める。

公立大学法人秋田公立美術大学業務方法書(案)

平成25年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項および公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則(平成25年秋田市規則第号)第2条の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学(以下「法人」という。)の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により作成する中期計画に基づき、 業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めると きは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合において は、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとす る。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他 の法人の規程で定める場合は、指名競争入札又は随意契約によることが できるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、 別に定める。

附 則

この規程は、秋田市長の認可があった日から施行する。